



厚生労働省福島労働局発表

平成25年10月4日

担
当

福島労働局労働基準部賃金室
賃金室長 近藤正道
賃金指導官 木戸孝良
電話024-536-4604

報道機関各位

福島県最低賃金が**今月6日から時間額675円に**

- 福島県最低賃金が今月6日から時間額675円となります。

この最低賃金額は、福島地方最低賃金審議会から現行664円を11円引き上げ675円とする答申を受けて改正されたものです。(8月12日発表済み)

このため、福島労働局(局長 河合 智則)では、新しい最低賃金額について、あらゆる機会をとらえて広く周知を進めています。

- 福島県最低賃金は、パートやアルバイトも含め福島県で働くすべての方に適用されます。

使用者(事業主)は、今月6日以降、時間額675円以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。もし賃金支払額が新しい最低賃金額を下回る場合には、新しい最低賃金額との差額を追加して支払う必要があります。

最低賃金に関するお問い合わせは、
福島労働局賃金室 (Tel.024-536-4604)
または最寄りの労働基準監督署へ

また、以下のホームページもご参照ください。

- ① 福島労働局 HP <http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
- ② 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/>
最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

<参考>

(別添) 最低賃金リーフレット 「福島県で働くすべての方へ」

福島県 で働くすべての方へ。

確認しましょう！ 最低賃金

675円

時間額

福島県のこれまでの最低賃金 664円から **11円アップ** ↑

【発効日】平成25年10月6日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省

最低賃金制度とは？

POINT



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上になっているかの

チェック方法は？

POINT



支払われる賃金※と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(2) 日給の場合

$\text{日給} \div 1 \text{日平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

$\text{日給} \geq \text{最低賃金額 (日額)}$

(3) 月給の場合

$\text{月給} \div 1 \text{か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

